定　　款

株式会社　ＭＡＣオフィス

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社ＭＡＣオフィスと称し、英文ではＭＡＣ　ＯＦＦＩＣＥ　Ｉｎｃ．と表示する。

（目的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．通信用機器の販売、設置工事、保守業務
２．事務機器の販売、保守業務
３．建物や空間の設計、施工およびそれらのコンサルティング業務
４．什器、備品の販売およびそのコンサルティング業務
５．移転に伴う引越作業およびコンサルティング業務
６．セキュリティー機器の販売、工事請負
７．セキュリティーシステムの販売
８．古物の売買業
９．内装仕上工事業
１０．電気通信工事業
１１．建物賃貸管理、運営に関するコンサルティング業務
１２．建築物の設計および工事監理
１３．建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理等
１４．貨物利用運送事業
１５．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市中央区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、２，８４８，８００株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

第３章　株主総会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２　前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（株主総会の議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

（電子提供措置）

第１８条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置（会社法第３２５条の２に規定する電子提供措置をいう。）をとるものとする。

２　当会社は、法務省令で定める事項の全部または一部について、電子提供措置事項を記載した書面を株主に交付しないこととすることができる。

第４章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（監査役の員数）

第３１条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第３２条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）

第３６条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）

第３７条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３８条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　前項の未払の配当財産には利息をつけない。

附　則

（電子提供措置に関する規定の適用開始日）

第１条　第１８条（電子提供措置）の新設は、当会社が社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式となった日から効力を生ずるものとする。なお、本附則第１条は、効力発生後削除する。

1990年６月５日作成
2012年３月14日改訂
2013年６月18日改訂
2014年２月28日改訂
2014年６月20日改訂
2017年３月21日改訂
2019年６月19日改訂
2026年10月19日改訂